

瑠璃光苑

「居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援」

重要事項説明書

利用者の皆様が安心してご利用していただくためのサービス内容、お願い事項の説明書です。

(以下 令和6年4月1日現在)

1 事業者

法人名 社会福祉法人 東方会
住所 〒848-0035 伊万里市二里町大里乙 3602-1
電話番号 0955-29-8166 FAX番号 0955-29-8167
代表者氏名 理事長 大宅啓子
設立認可年月 昭和59年10月26日

2 事業所の概要

事業所の種類 指定居宅介護等事業所
事業所の名称 瑠璃光苑
事業所の所在地 〒848-0035 伊万里市二里町大里乙 403-1
電話番号 0955-29-8158 FAX番号 0955-20-4521
管理者氏名 岩吉竜治
開設年月日 (居宅介護・重度訪問介護) 平成18年10月1日
(同行援護) 平成23年11月1日
指定事業所番号 4111300093

3 職員体制

- ◇ 管理者 1 名
- ◇ サービス提供責任者 指定基準以上
サービス提供責任者は地域生活支援拠点連携担当者の役割を担います。
- ◇ ヘルパー 指定基準以上
- ◇ 指定基準に則り、常勤及び非常勤、登録ヘルパーを配置しております。
- ◇ // 介護福祉士、旧ヘルパー2級(*介護職員初任者研修終了者)の資格保持者がサービス提供いたします。

4 適切な職場環境維持

- ◇ 業務中等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした、ハラスメント等の行いによって、職員の就業環境が害された場合は契約を解除いたします。

5 サービス実施地域および営業時間

- ◇ 通常事業の実施地域 伊万里市、有田町
- ◇ 月曜～日曜（祝日実施）原則 7：00～22：00
（上記以外の利用日、時間、地域について、通常事業の実施地域以外の方はご相談下さい。）

6 ホームヘルプサービス利用が可能な方

- ◇ 障害者居宅介護、重度訪問介護、同行援護サービスのご利用について介護給付の支給決定を受けられた方。
- ◇ 移動支援については当苑が事業指定を受けている自治体から支給決定を受けられた方。
- ◇ 主たる対象者は定めません。
- ◇ その他障害の方々のご利用についてはサービス内容について御同意をいただいた上でサービスを開始いたします。

7 サービス内容

- ◇ ヘルパーは、利用者の心身の特性を踏まえ、居宅において快適な生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活介護全般にわたる支援をおこないます。
- ◇ サービスの実施にあたっては、保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ◇ サービスの利用に当たっては利用者の人権を尊重し、安楽な支援をおこなうことを旨とし、利用者またはその家族に対して利用および介護上必要な事項について、ご理解しやすいように説明いたします。
- ◇ ご家庭内のプライバシーに関する守秘義務は遵守いたします。
- ◇ 感染症または食中毒の発生、まん延防止のために対策を講じ、職員への周知徹底を図り、研修、訓練を定期的を実施します。
- ◇ サービスの提供に用いる介護用具類については、安全、衛生に常に注意いたします。特に利用者の身体に接触する介護用具類については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用いたします。

8 サービス内容詳細

- ◇ 身体介護に関すること
入浴・排せつ・食事・衣類の着脱・身体の清拭・洗髪など
- ◇ 家事援助に関すること
調理・衣類の洗濯、補修・住居等の掃除、整理整頓・生活必需品の買い物など
- ◇ 通院介助
身体介護を伴うもの（区分2以上）・身体介護を伴わないもの
- ◇ 重度訪問介護
区分4以上の方で長時間のご支援が必要とされる場合
- ◇ 同行援護
視覚障害者に対する外出時の必要な介助

- ◇ 移動支援
自治体の委託事業

9 1回あたりの利用時間数

- * 1回あたりの提供時間数については市町村支給決定内容により異なります。下記時間については制度上の上限時間です。市町村が必要と認めた場合についてはこの限りではありません。
- ◇ 身体介護：支給内容による
- ◇ 家事援助：支給内容による
- ◇ 重度訪問介護：支給内容による
- ◇ 同行援護：支給内容による（ヘルパーの業務時間内 最高8時間迄）
- ◇ 移動支援：支給範囲内（ヘルパーの業務時間内 最高8時間迄）

10 緊急時の対応方法

- ◇ サービスの提供中に体調の異変等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族、協力医療機関へ連絡をいたします。
- ◇ 利用者個人ごとの緊急連絡体制表を作成し、緊急時はその表に基づき連絡対応をいたします。
- ◇ その他の時間に緊急事態が発生した場合は、下記までご連絡ください。尚、受付は24時間行っておりますが、緊急時の対応は、原則ヘルパーの勤務時間内とさせていただきます。
連絡先：瑠璃光苑 TEL 0955-29-8158 または 0955-23-2767
FAX 0955-20-4521

11 事故発生時の対応

- ◇ サービス提供中に事故が発生した場合は、県、市町村、ご家族、利用者にかかる相談支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ◇ サービスの提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 利用時のお願い

【全般】

- ◇ 利用の休止および中止の場合は速やかにご連絡ください。
- ◇ 利用者から特定のヘルパーを指名することはできません。お気づきの点があればご遠慮なくご相談ください。
- ◇ サービス提供に必要な用具備品等（水道、ガス、電気を含む）の準備をお願いします。
- ◇ プランや支援目的に基づいたサービス提供を行います。著しく計画時間、計画内容から変更がある場合には、お断りさせて頂く場合がございます。
- ◇ 身体状況の変化など、著しく支援内容を変更する必要があると判断した場合、利用者、ご家族に相談の上、関係機関と調整をさせていただく場合がございます。
- ◇ マイナンバーは基本的に取り扱いません。しかし、視覚障害者については別途、規定に

則り取り扱いをいたします。

- ◇ 直接利用者の援助に該当しない行為は出来ません。
 - ・利用者以外の洗濯・調理・買い物・布団干し
 - ・主として利用者が使用する場所以外の掃除
 - ・来客の接待・草むしり・花木の水やり・ペットの世話
 - ・家具・電気器具の移動、修繕・模様替え
 - ・大掃除・窓磨き・床のワックスがけ・季節ごとの特別な手間をかけて行う調理

【意思決定支援】

- ◇ ご本人の意思に反する異性介助がなされない様、個別支援計画書等作成時においてご本人の意向を確認し、ご本人の意向を踏まえたサービス提供を行います。
- ◇ 利用者の意思決定を尊重し、その意向が反映できるように支援するために、必要時には意思決定支援計画書を作成します。

【健康面・感染症】

- ◇ 感染症予防の為、ヘルパーがマスクや靴下カバー等を使用することがあります。
- ◇ 利用中に心身の状態に異変を生じた場合には直ちにヘルパーに伝えてください。
- ◇ 心身の状況に応じたサービス提供を行うために、医師の診断・日常生活上の留意事項はヘルパーに伝えてください。
- ◇ 感染症等で通常週間サービスが変更になり衛生保持が難しい場合が発生した時には、ご自宅での入浴や清拭等、衛生保持に関するお声掛けをさせて頂く場合がございます。

【身体介護・家事援助】

- ◇ バイタルチェックで、平常時と著しく異なる際はサービス内容を変更する時があります。
- ◇ 掃除用具や調理器具等、通常通りの使用方法で破損や修繕が生じた場合は、耐用年数を考慮させていただき、弁償等いたしかねる場合があります。
- ◇ 調理の際にはご希望に沿ったサービス提供を行うために、味見のお声掛けをいたします。味見をされない場合は、ご希望の調理（味）と異なる場合があります。

【外出支援】

- ◇ 夏場の外出支援時（通院介助・同行援護・移動支援）は、熱中症予防の為、常識的な範囲内で休憩時間をいただきます。
- ◇ 移動支援に関しては、自治体ごとにサービス提供範囲に違いがございますので、自治体からの実施要綱に基づいてサービス提供を行います。
- ◇ 自動車任意保険証書のコピー提出がない車へ、ヘルパーが同乗することはできません。
 - ・事前に自動車任意保険証書のコピーのご提出が必須です。
 - ・搭乗者傷害保険への加入が必須です。
 - ・搭乗する可能性のある車についても事前のご提出を求めます。
 - ・法令遵守した安全運転をお願いします。
 - ・運転される方が体調に不安がある場合はお申し出ください。

ヘルパーの禁止行為

- ◇ 医療行為（爪切りを含む）
- ◇ 金品や権利書などのお預かり

- ◇ 公共料金のお支払いや、その他金銭関係の処理
- ◇ 利用者もしくはご家族などからの金銭または物品、飲食の授受
- ◇ 利用者の家族に対するサービス提供
- ◇ 飲酒、喫煙及び飲食（外出支援が長時間に及んだ場合、利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます）
- ◇ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ◇ 利用者もしくはご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他の迷惑行為

13 利用料金

- ◇ **料金については以下構成となります。**
 - ① サービス利用料（1割負担）
 - * サービス利用料については、受給者証に記載されている各市町村役場が決定した月額上限に基づき徴収いたします。
 - * 移動支援については、支給決定通知書に記載されている負担割合・上限月額等に基づき徴収いたします。
 - ◇ **1回当りサービス利用料金（下記単位に10円をかけた金額が利用料です）**
 - ◇ **交通費負担が発生する場合**
 通常の事業実施地域（伊万里市、有田町）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。
- ◇移動支援サービスについては市町村地域生活支援事業となります。以下内容にご注意ください。
- ① <自治体共通>
 - ・ 生活介護サービスや身体介護などの居宅介護サービスを併用されている場合、負担上限月額対象の料金に外出支援サービスのご負担額は合算されません。
 - ② <自治体毎>
 - ・ 負担額の減免または免除については各自治体により異なります。自治体より指示を頂いた内容に準じ負担額をご請求いたします。
- ◇ **その他料金**
 - ① 外出時の公共交通料金、入場料などはヘルパーの分もご負担となります。
 - ② 外食の際は社会通念に従い、ヘルパー食事料金に関し、1000円以上の費用が掛かる場合、超えた分はご負担いただきます。
 - ③ その他サービスに必要となる用具類等は利用者のご負担となります。
 - ④ 料金の変更がある場合は事前にお知らせいたします。
 - ◇ **利用の予約、変更、追加、中止**
 - 1、 定期利用日変更・同行援護・通院介助・移動支援等の予約について
 - ① 翌週分の予約・変更については毎週木曜日の18時までにお申し出下さい。翌週分の予約・変更において毎週木曜日の18時以降の申し出に関しては受付できません。

- ② 予約を受付けた場合控えをお渡しします。
- ③ 利用者の都合により利用を中止される場合には、必ず **サービス実施日の前日 18:00 まで**にお申し出下さい。利用予定日の前日の 18:00 までに申し出が無く、利用中止を申し出された場合、キャンセル料として下記の料金をお支払い頂きます。但し体調不良など正当な理由がある場合はこの限りではありません。

◇ キャンセル料

利用予定日前日 18:00 までのキャンセル	無料
当日（前日 18:00 以降）のキャンセル	予定時間 30 分につき 500 円

※予約時間 30 分につき 500 円となります（30 分以下は一律 500 円、キャンセル料は 30 分毎に 500 円増し）。

※2 人介助によるサービスをキャンセルされた場合は、キャンセル料は 2 倍になります。

◇ 同行援護・移動支援・通院介助サービスを不定期で利用をご希望される場合について
〈お願い〉

- ① 上記サービスを不定期に利用希望される場合、職員の調整等、難しい場合があります。ご希望に添えない場合があります。緊急時を除いて可能な限り定期のサービス利用をお願いします。また当事業所がご希望に添えない場合もありますので、他事業所の利用についてもご検討下さい。
- ① 予約時の予定された計画時間内でのサービス提供となります。緊急時等止むを得ない事情以外につきましては計画時間内でのサービス利用にご協力下さい。

◇ 料金のご請求方法など

サービスに係る料金は、1 か月ごとに計算し、サービス利用月の翌月 20 日頃までにご請求致します。利用料金は以下の方法でお支払い下さい。

【利用料金のお支払い】
毎月 4 日（土日祝祭日は後日）に、前々月利用分を指定口座より、口座振替にて利用料をお支払いください。
利用者様の銀行等の口座より自動引き落としにより料金をお支払いいただきます。（事前の手続きをお願いいたします。）

◇ 各種加算・減算

別紙に記載しております。

14 ご利用者の記録や情報の管理、開示について

◇当事業者は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示いたします。（開示に際して必要なコピーなどの諸費用は利用者のご負担となります。）

15 虐待防止への取り組み

当事業所では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、以下の取り組みを行います。

【取り組み】

- * 当事業所では、虐待防止委員会を設置し、適時に委員会を開催、虐待防止に努めます。
- ① 虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指します。
- ② 日頃より社会福祉法・障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めます。
- ③ 当事業所の虐待防止責任者や虐待相談受付担当者は日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導します。
- ④ 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を定期的実施します。

【身体拘束等の適正化】

- ① 利用者又はほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ② 当事業所では、身体拘束適正化委員会を設置し、適時に委員会を開催、身体拘束等の適正化に努めます。
- ③ 身体拘束等の適正化に向けて、職員に対する研修を定期的実施します。

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・虐待防止責任者 理事長 大宅 啓子・虐待相談受付担当者 サービス提供責任者 峯 恵子・受付時間 9:00 ～ 18:00・電話番号 0955 - 29 - 8158・FAX 0955 - 20 - 4521
------------------	---

16 苦情・要望・意見の受付窓口

当事業所のご利用にあたっての苦情やご不満などにつきましては、下記までご連絡ください。お気づきになったことがあれば何でもご相談ください。また、受付後内容を確認させていただく場合がございます。

苦情相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・苦情解決責任者 理事長 大宅 啓子・苦情受付担当者 サービス提供責任者 峯 恵子・受付時間 9:00 ～ 18:00・電話番号 0955 - 29 - 8158・FAX 0955 - 20 - 4521・第三者委員 多久島幹雄・梶山芳弘
--------	--

◇ その他苦情受付機関

佐賀県運営適正化委員会 苦情解決小委員会（佐賀県社会福祉協議会内）

TEL 0952-23-2151

伊万里市（障害福祉課）

TEL 0955-23-2155

佐賀県国民健康保険団体連合会

TEL 0952-26-4302

17、第三者による評価の実施状況

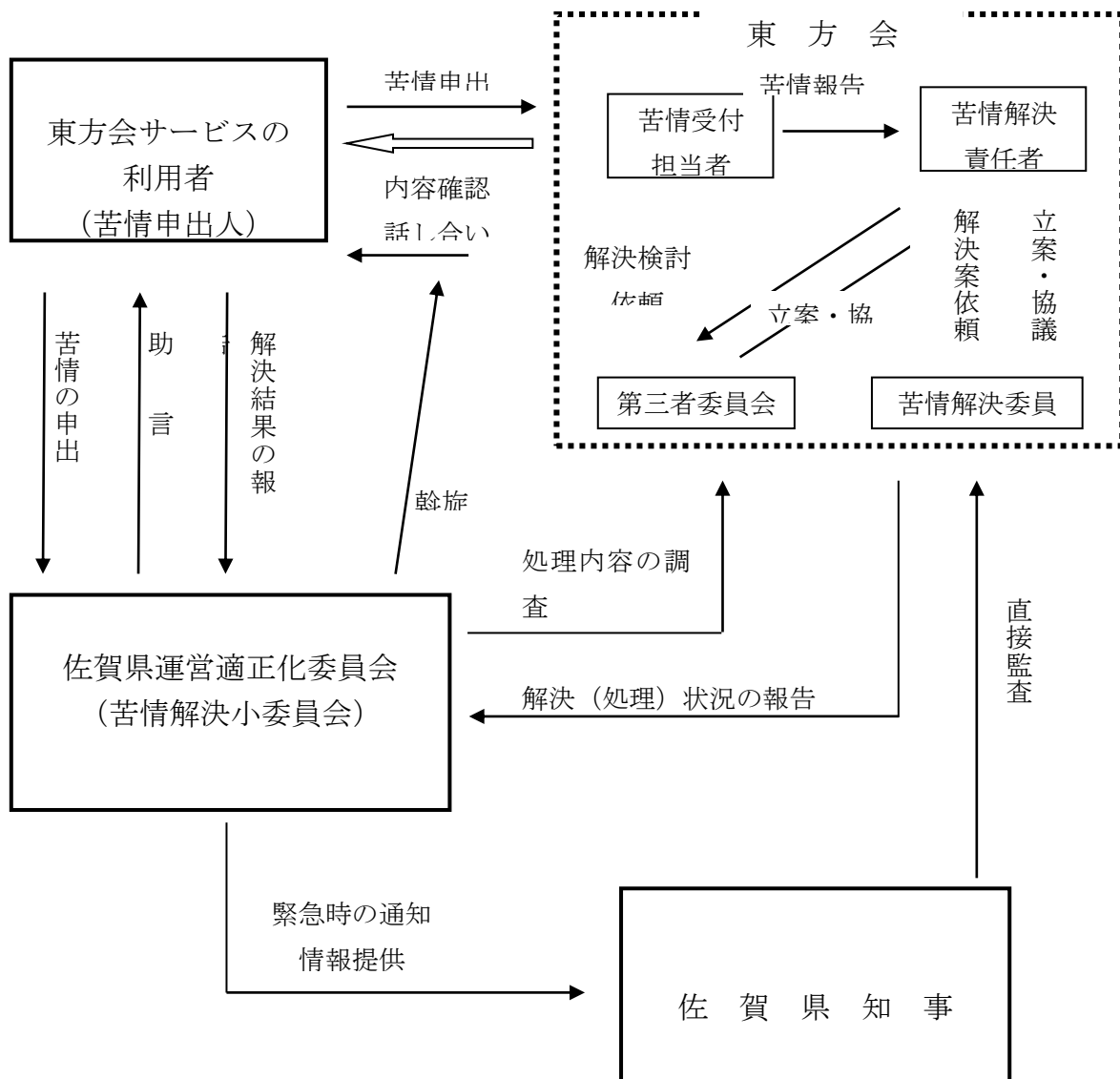
第三者による評価	1	あり	実施日	
			評価機関名称	
	結果の開示		1あり	2なし
	2	なし		

18、業務継続計画（BCP）の策定

当事業所では、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施する為、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、以下の取り組みを行います。

- ① 職員に対して、業務継続計画（BCP）について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

社会福祉法人 東方会 苦情解決のしくみ



その他ご不明な点がございましたらお気軽にお尋ねください。